

## 相続財産管理人制度の活用について

### 1. 制度の概要

相続財産管理人制度とは、相続人の存在、不存在が明らかでないときに、利害関係人等からの申立てにより、家庭裁判所が相続財産を管理する管理人の選任をする制度です。相続財産管理人は相続財産の調査、管理及び処分等を行い、残余財産を国庫へ帰属させます。管理人の調査費用、報酬等は相続財産の中から支払われます。

平成30年制定の「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」第38条により、所有者不明土地のうち、その適切な管理のため特に必要があると認めるときには、地方公共団体の長による選任申立てを行うことができるようになりました。

### 2. 対象物件

所在地：日高市大字原宿地内

(市街化区域、第一種中高層住居専用地域)

所有者：平成27年7月27日死亡 相続人不明

### 3. 経緯

平成27年7月	所有者死亡	
平成30年3月	区長から苦情	落ち葉等管理不全
9月	近隣住民から苦情	雑草の繁茂
令和2年8月	近隣住民から苦情	草木の繁茂、家屋の老朽化
8月26日	緊急安全措置	市職員により樹木の枝打ち、草刈りを実施

### 4. 今後の予定

- (1) 埼玉司法書士会から推薦を受けた会員と業務委託契約を締結。
- (2) 家庭裁判所へ相続財産管理人の選任審判の申立書を提出、予納金の納付。
- (3) 家庭裁判所により相続財産管理人が選任され、相続人の探索・財産の処分等が行われる。
- (4) 市へ予納金の返却、残余財産を国庫へ帰属。